



清涼飲料水自動販売機

設置事業者募集要項



令和 7 年 12 月
大 阪 市 港 区

目 次

ページ

1	公募物件	1
2	応募資格要件	1
3	自動販売機の設置条件等	2
4	応募申込手続	5
5	価格提案書の提出及び審査	6
6	使用許可の手続き	8
7	設置予定事業者の決定の取消し	8
8	その他	8
事務フロー図		9
自動販売機設置場所		10

応募申込書 ・ 誓約書 ・ 質疑書 ・ 価格提案書 ・ 委任状

大阪市港区役所清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市港区役所が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件 募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件 番号	所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低使用料※ （月額・税抜き）
①	港区市岡 1 丁目 15 番 25 号	港区役所庁舎 1 階・3 階・5 階	各 1 台 計 3 台	90,833 円 （3 台合計）

※ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び大阪市財産条例（昭和 39 年条例第 8 号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を行います。

※ 最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有しない者
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者
- (5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること
- (6) 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 清涼飲料水自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4 第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものとします。

さらに、『災害対応型』であること。設置事業者は、災害時には避難者に対し自動販売機内のすべての在庫飲料を無償で提供すること。設置事業者への無償提供の指示等については、本市が別途行い、無償提供のための機械等の操作については、設置事業者が本市担当者へ説明等を行うこと。また、有事に備え、自動販売機内の在庫飲料の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、設置事業者は定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施しなければならない。

③ 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、令和9年4月1日以降、更新を希望する場合は、本市が設定した公募条件を変更しないことを前提として年度毎に申請を行うことにより、最長令和13年3月31日まで使用許可を受けることができます。更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

なお、上記②を満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにもかかわらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。使用期間中の中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

④ 使用料

本市が設定する最低使用料（予定価格）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、使用事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。なお、公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しません。

⑤ 保証金

使用事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算した額の3月分を保証金として納付していただきます。ただし、許可期間分の使用料を一括前納したときは保証金を免除します。

⑥ その他必要経費等

自動販売機の設置・撤去にかかる費用及び電気料金は設置事業者の負担とします。また、設置事業者は自動販売機の設置と同時に電力消費量の測定に必要な電力量計（メーター）を自らの負担において取り付けるものとします。（令和6年度実績82,433円（3台分））

(2) 使用上の制限

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 2-(3)にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ③ 自動販売機を第三者に使用させてはならない。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪市側の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、飲料品(乳飲料を含む。)とすること。
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑦ 3台での運用を前提とし、一部撤去は原則認めない。やむを得ず一部撤去しなければならない場合にも、使用者は当初予定価格通りの使用料を支払うものとする。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

(4) 原状回復

物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を当初の使用許可時の現状に回復してください。

- (5) 前記(1)、(2)に定める物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し又は、所要の報告を求めることがあります。その場合は、協力する義務があります。また、本市の事務事業遂行上必要となる場合は、本市職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和7年12月1日（月）～令和8年1月30日（金）

午前9時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

郵便番号 552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所6階）

大阪市港区役所総務課（総務・人材育成グループ）

(3) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（本市所定様式）

② 誓約書（本市所定様式 A4サイズ両面）

※ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

③ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

④ <個人>住民票の写し

<法人>法人登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履行事項全部証明書」に限ります）

⑤ 2-（4）にかかる許認可等を受けていることを証する書類

※③、④については、発行後3か月以内のものに限ります。

※本市が応募の受付に際し取得する個人情報、大阪市個人情報の保護に関する条例により制限されています。

※提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参もしくは郵送してください。なお郵便の場合は、申込期間内に必着とする。もし申込内容に不備があった場合には、申込期間内に対応すること。電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

(5) 質問受付

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を下記アドレスに電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問に対する回答要旨は港区ホームページ

（事業者の方へ > 入札契約情報 > 広告・その他募集）に掲載します。

質問受付期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月19日（月）

午後5時まで

メール送信先 minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp

(6) 応募にあたっての留意事項

- ① 価格審査後の使用許可は、応募申込書及び登記事項証明書に記載された名義以外では行いません。
- ② 応募の取り下げは、申込受付期間内に限って行うことができます。
- ③ 提出された応募申込書の内容が「3 使用許可にあたっての条件等」(1)、(2)に反する場合は受付を取り消します。
- ④ 応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の2営業前までになければ、応募資格があることを承認したものとします。

5 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和8年2月6日（金） 午前11時00分～
午前11時00分から午前11時30分までに価格提案書を6階入札室（601会議室）で提出していただき、午前11時30分から価格提案審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市港区市岡1丁目15番25号
港区役所6階 入札室（601会議室）

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 価格提案書
- ② 委任状（代理人により応募しようとする場合）
- ③ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法

- ① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。
- ② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、3台合計分の月額使用料（税抜き）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案審査したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者(価格審査事務に関係のない職員)が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者及び金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

決定後は、設置予定事業者及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、令和8年3月19日（木）までに行います。

なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

7 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

8 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

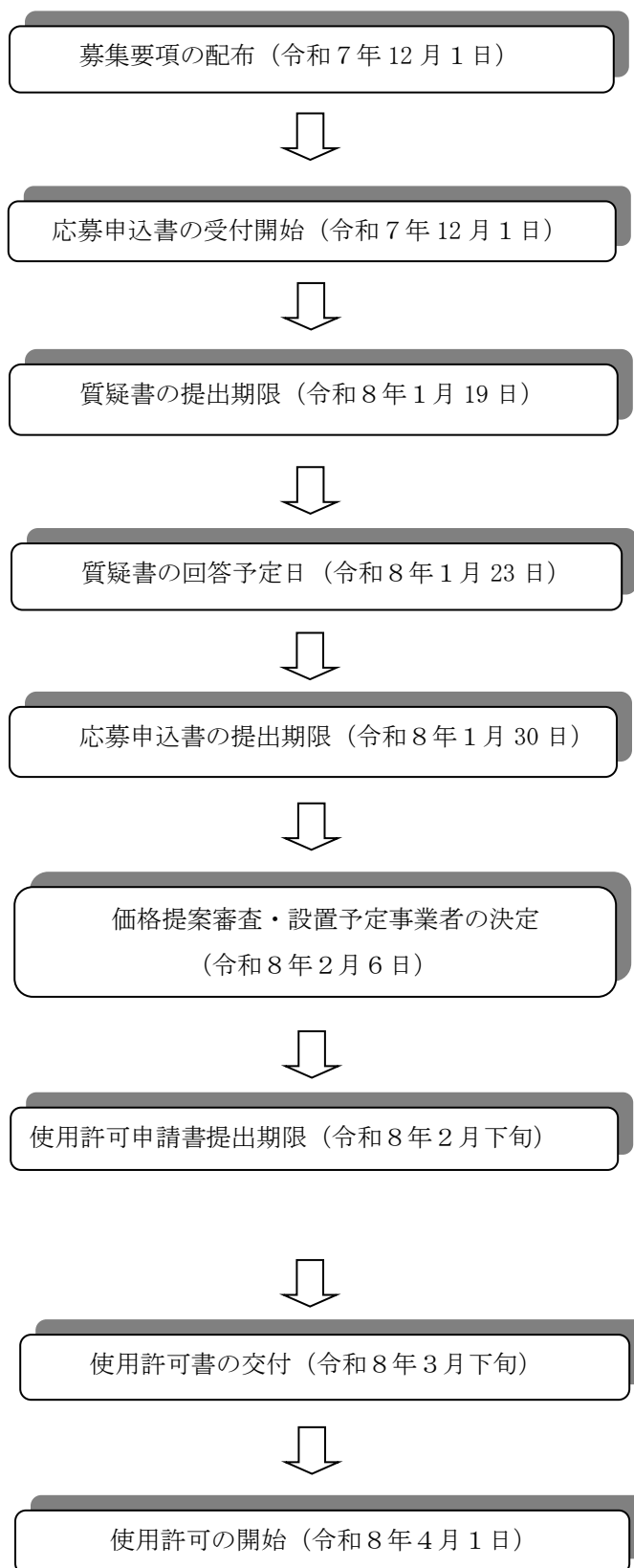
募集に関する問い合わせ先：大阪市港区役所総務課

大阪市港区市岡1丁目15番25号

(港区役所6階)

電話 (06) 6576-9937

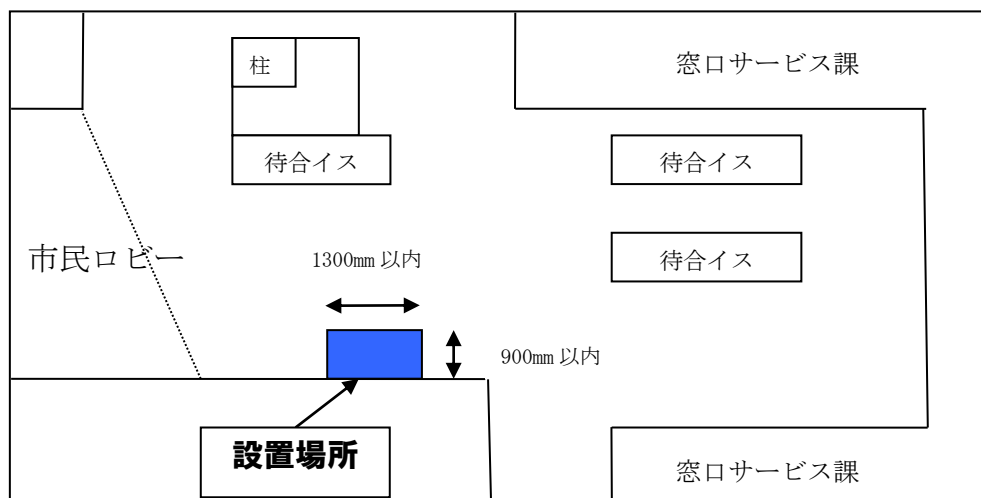
事業の進め方(例示)



資料―1 自動販売機設置場所 位置図

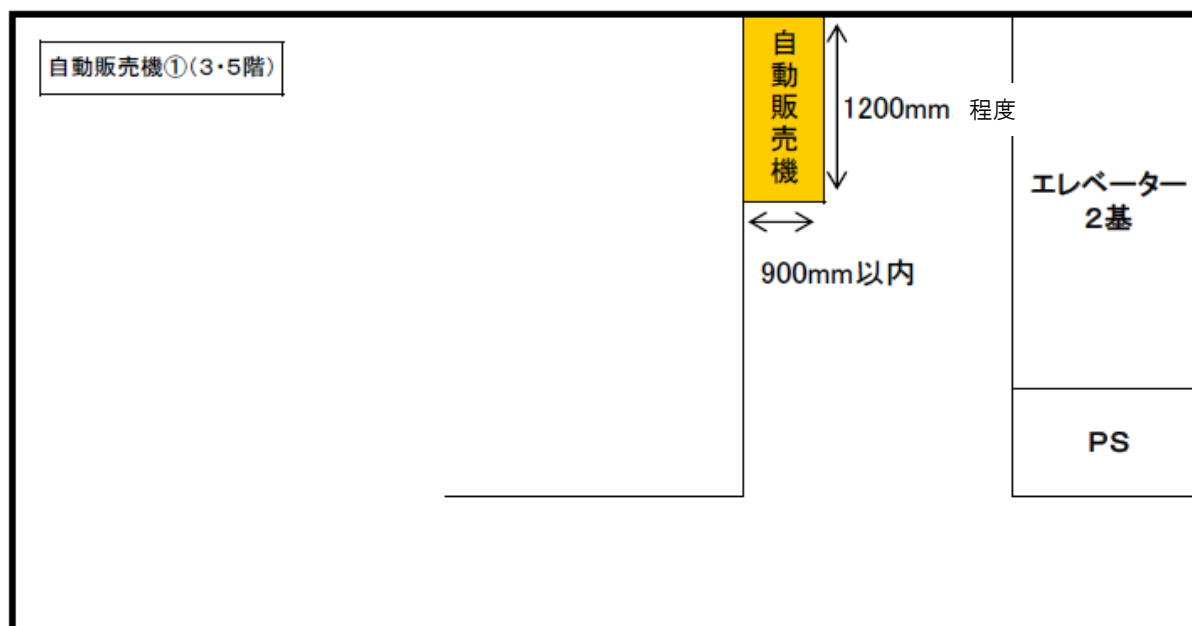
自動販売機設置位置図（拡大図及び設置可能寸法）

自動販売機①（1階）



資料―2 自動販売機設置場所 位置図

自動販売機設置位置図（拡大図及び設置可能寸法）



受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 横山 英幸 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市港区役所自動販売機設置事業者応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市内又は近接市町村に住所又は事務所を有しない者でないこと。
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等を受けていること。
- (5) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (8) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、決定金額及び設置予定事業者の法人・個人の区分を公表することに同意します。

- 1 申込者 住 所
(所在地)
電 話 番 号
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

実印

2 応募物件

物件番号	設置場所
①	港区役所庁舎 1 階・3 階・5 階

3 添付書類

- ① 応募申込書(本市所定様式)
 - ② 誓約書(本市所定様式)
 - ③ <法人>印鑑証明書
<個人>印鑑登録証明書
 - ④ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書)
<個人>住民票の写し
- ※ ③④については発行後3か月以内のものに限ります。
- ⑤ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合、許認可等を受けていることを証する書類

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	行政財産の使用に際して、条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。

（物件の表示）：大阪市港区役所庁舎

大阪市長 様

年 月 日
所在地
(フリガナ)

商号又は名称
(フリガナ)
代表者の氏名

代表者の生年月日 年 月 日生

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
- （2） 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
- （3） 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
- （4） 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- （5） 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
- （6） 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
- （7） 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
- （8） 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- （2） 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- （3） 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- （4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （5） 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

F a x

質疑内容

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市港区役所自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

実印

物件番号	応募価格							
①	港区役所庁舎 1階・3階・5階							円

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は3台合計の月額使用料（税抜き）とします。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

令和 年 月 日

委 任 状

大阪市長 横山 英幸 様

(委 任 者)

住 所
(所 在 地)

氏 名 印
(名称及び代表者氏名)

実印

下記の者を代理人と定め、貴市における自動販売機設置事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

(受 任 者)

住 所
(所 在 地)

氏 名
(名称及び代表者氏名)

印